

## カナダ 環境保護法（CEPA）改正の概要 その3

2023年6月に成立したカナダの環境保護法（CEPA）の改正法案について、今回は「一般国民からのリスク評価要請」をご紹介します。

改正 CEPA 76 条により、一般国民の誰もが、任意の物質が 64 条のもとに有毒であるか、または有毒になる可能性があるかどうかを判断するために、政府に対して物質のリスク評価を要請することができるようになりました。政府は要請を承認または拒否するかを決定し、その決定と根拠を 90 日以内に要請者に通知する必要があります。要請が承認された場合、その物質は化学物質管理優先計画（Chemical Management Plan: CMP）に追加され、リスク管理措置が検討されることとなります。

政府は 2024 年 6 月にリスク評価要請の詳細をまとめたウェブページを開設しました（参考に記載の URL よりご参照ください）。そのページでは、これまでにリスク評価を要請された下記 3 物質についての政府の決定および根拠が公表されています。また、要請に使用するフォームとガイダンスは、今年夏に公表される予定となっております。

### <リスク評価を要請された物質>

	物質	政府の決定
1	Chemtrails	拒否
2	1,4-Benzenediamine, N-(1,3-dimethylbutyl)-N'-phenyl- (6PPD)	承認
3	Oil sands process-affected water naphthenic acids (OSPW NAs)	承認

参考：

Government of Canada | Request to assess a substance under the Canadian Environmental Protection Act, 1999  
<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/canada-approach-chemicals/request-assess-substance-canadian-environmental-protection-act-1999.html>

### ■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>